

公の施設の指定管理者の指定（飯田市地域人形劇センター）について

1 公の施設の概要

(1) 基本情報

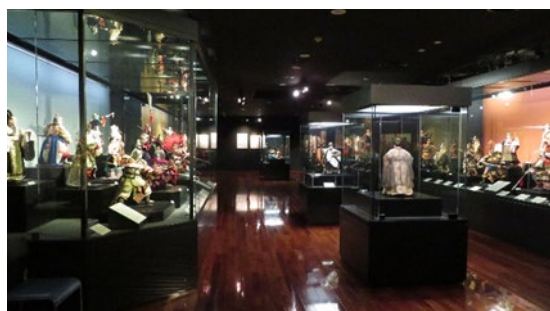
ア 施設名（通称）	飯田市地域人形劇センター（飯田市川本喜八郎人形美術館）
イ 所在地	飯田市本町1丁目2番地
ウ 設置年月日	平成19年3月25日
エ 設置目的	人形劇に関する資料を保存及び展示することにより、人形劇に関する情報発信及び人形劇公演や人形劇講座による多様な交流の機会を提供し、併せて市民の教養、学術及び文化の向上発展に資することを目的とする。
オ 施設・設備	エントランス、ギャラリー、交流ゾーン、映像ホールほか 構造：鉄筋コンクリート造3階建 敷地面積：4,145.30㎡（うち所有権305.72㎡） 延べ床面積：1,300.00㎡
カ 施設の写真	



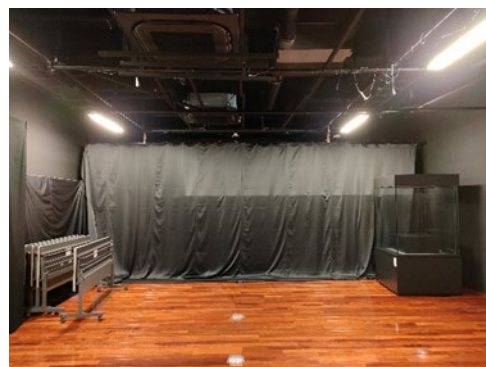
施設外観



ロビー



ギャラリー



スタジオ



ホワイエ



映像ホール



交流ゾーン



事務室

(2) 管理の状況

ア 施設を管理する所管課	教育委員会 文化会館
イ 現在の管理方法	指定管理者制度
ウ 指定管理者制度導入年月日	平成26年4月1日
エ 現在の指定管理者名 (募集方法)	特定非営利活動法人 いいだ人形劇センター (公募)
オ 現在の指定管理期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日
カ 指定管理者が行う業務	<p>(1) 施設及びその展示品の観覧並びに施設の利用の許可に関すること。</p> <p>(2) 施設の利用に係る料金 (以下、「利用料金」という。) の額、利用料金の納付の方法及び還付の方法を定め、並びに利用料金を徴収し、又は減免すること。</p> <p>(3) 施設及びその展示品の案内に関すること。</p> <p>(4) 施設の建物、敷地及び設備の維持並びにこれらの管理に関すること。</p> <p>(5) 展示品及び資料の維持及び管理に関すること。</p> <p>(6) 施設の利用を通じた市民の教養、学術及び文化の向上発展に資するためのこと。</p> <p>(7) 上記の他に市長が別に指定すること。</p>

## (3) 利用の状況（有効性）

ア 営業（開館）状況	令和3年度	令和4年度	備考
日数	258	307	
利用者数	6,510	10,060	
イ 利用者のニーズ・意見等	<p>来館者アンケートでは、次のような意見・感想があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後人形劇を見る時も楽しめそうです。人形劇三国志が大好きで、ここに来ましたが平家物語も見たくなりました。</li> <li>・人形の動かし方・作り方の説明が興味深かった。</li> <li>・最初の説明で、人形の動きがよく分かりました。細かい作り、衣装の作りも分かった。</li> <li>・素晴らしいの一言、説明の方もとても親切で嬉しかったです。</li> <li>・人形そして衣装の豪華さに圧倒されました。</li> </ul>		
ウ 利用者のメリット（利便性の向上、利用者の増加、地域活性化等の効果）	<p>専門的な知識を持つ人員を配置することで、専門性を活かした来館者への対面での解説や常設展のほかニーズに合わせた企画展、ワークショップ等を行うことができた。</p>		

## (4) 収支の状況（効率性）

ア 決算	令和3年度（円）	令和4年度（円）	備考
収入（A）	24,679,709	30,775,534	
施設利用料等収入	1,517,971	2,497,500	
市支出の指定管理料	21,388,888	23,580,483	
事業収入	805,973	1,597,212	
雑収入	1,143	143,200	
その他 （文化庁助成金）		2,957,139	
その他 （臨時休業補助金）	965,734		
支出（B）	24,683,342	29,450,668	
人件費	10,906,457	11,879,481	
委託料 （清掃・警備業務）	2,547,600	2,569,600	
委託料 （人形展示関係）	4,799,310	4,836,492	
光熱水費	4,331,561	6,279,674	
消耗品費	806,690	2,212,285	
修繕費	19,800	0	
通信運搬費	269,265	460,506	
手数料	43,760	54,081	
事務費	633,627	927,819	

	保険料	49,990	61,090	
	賃借料	39,600	39,600	
	印刷製本費	235,682	130,040	
	収支 (A - B)	△3,633	1,324,866	
イ 運営上のメリット(経費の節減、職員事務量の削減の効果)	<p>施設管理をはじめ、専門的な知識を持つ人員の配置することで、関連する業界や専門家とのネットワークを活かした展示やイベント、展示物のメンテナンスなどを効率的に行うことができ、多くの事務や事業を指定管理者に行わせることで、市が直営で行う場合の労力を削減することができた。</p>			

## 2 指定管理者選定の経過

### (1) 募集の状況

ア 募集方法 (公募・非公募)	公募
非公募の理由	
イ 指定管理者が行う業務	<p>飯田市地域人形劇センター (飯田市川本喜八郎人形美術館) 指定管理業務仕様書抜粋</p> <p>8 本業務の内容</p> <p>(1) 施設の利用の許可に関する業務</p> <p>ア 指定管理者は、施設利用の基準等について記載した利用規程を作成し、市と協議し決定すること。</p> <p>利用規程に定める主な内容は次の通りとする。</p> <p>(ア) 利用目的に関すること。</p> <p>(イ) 開館時間、休館日及び利用時間帯に関すること。</p> <p>(ウ) 利用手続、利用申請の受付期間等に関すること。</p> <p>(エ) 施設の利用に係る料金 (以下「利用料金」という。) に関すること。</p> <p>(オ) 使用後の清掃・片づけ等を含めた利用方法に関すること。</p> <p>(カ) その他の利用条件、利用制限及び利用の取消に関すること。</p> <p>イ 利用規程に基づき、利用の許可を行うこと。</p> <p>ウ 利用状況の把握を行うこと。</p> <p>(2) 利用料金の徴収及び減免に関する業務</p> <p>ア 利用料金の額、納付の方法及び還付の方法を定めること。</p> <p>イ 利用料金の減免の率及び方法を定めること。</p> <p>ウ 利用料金を徴収し、又は減免すること。</p> <p>(3) 施設及びその展示品の案内に関する業務</p> <p>(4) 施設の建物、敷地及び設備の管理に関する業務</p> <p>ア 建築物保守管理業務</p> <p>(ア) 指定管理者は、本施設を適切に管理運営するために、日常的に点検を行い、美観を維持すること。</p>

イ 指定管理者  
が行う業務  
(つづき)

- (イ) 簡易な修繕が必要な場合は、1件あたり10万円(消費税含む。)未満のものについては指定管理者が修繕費を負担して修繕を行うこと。簡易な修繕の範囲を超える場合は、市と別途協議するものとする。
- (ウ) 指定管理者は、施設を安全かつ安心して利用できるよう、法定点検を適切に行うほか、施設の予防保全に務めること。
- (エ) 建築物等の不具合を発見した際には、速やかに市に報告すること。
- イ 設備機器管理業務  
指定管理者は、施設の機能を維持するとともに、施設利用者が快適に施設を利用できる良質な環境を提供すること。業務にあたっては、確実性、安全性及び経済性に配慮するとともに、正常に機能しないことが明らかになった場合には適切な方法により対応するとともに、適切な記録を残し、市へ報告すること。
- ウ 清掃業務  
指定管理者は、施設、備品等について、常に良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設内及び敷地内の適切な環境衛生を維持し快適な空間を保つために、清掃業務を実施すること。  
また、消耗品は常に補充された状態にすること。
- エ 廃棄物処理業務  
施設から発生する廃棄物の発生抑制に努めるとともに、適切に分別を行うこと。
- オ 原状変更時の申請義務  
指定管理者は、施設の原状を変更する場合は、市の許可を受けるための申請を行うこと。
- (5) 展示品及び資料の維持並びに管理に関する業務
  - ア 収蔵する人形等、人形劇に関する資料について適切に保管維持管理すること。
  - イ 施設内で人形劇に関する資料等の展示をすること。ただし、展示室の展示及び収蔵する人形等の展示に関しては、市と協議すること。
- (6) 施設の利用を通じた市民の教養、学術及び文化の向上発展に資するための業務
  - ア 人形劇のまちづくりを推進する事業に関すること。
  - イ その他、市民の教養、学術及び文化の向上発展に資する事業に関すること。
- (7) 施設の利用促進を図るために必要な業務
  - ア 施設案内、情報提供、広報・PRに関すること。  
指定管理者は、施設の利用促進を図るため、来館者及び見学

イ 指定管理者 が行う業務 (つづき)	<p>者等に対する施設案内、ホームページや広報誌等を活用した広報活動、電話等での各種問い合わせへの対応により、施設の広報・PR、情報提供等を行うこと。</p> <p>イ 自主事業に関すること。 施設を積極的に活用した魅力ある自主事業について計画し実施すること。</p> <p>(8) 施設の管理全般に関すること</p> <p>ア 防火管理者を定め、防火管理者選任届、消防計画書等を作成し消防署に届け出ること。</p> <p>イ 利用者及び職員の安全確保、財産の保全を図るため、緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、定期的に職員への訓練を実施すること。</p> <p>ウ 指定管理者は、本業務に当たって知り得た業務上の機密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。</p> <p>エ 指定管理者は、本業務に関することについて、飯田市情報公開条例に準じ、情報公開に応じなければならない。また、本市の情報公開に関する施策のため必要な取組を求めた場合は、これに応じなければならない。</p>
	指定管理料
ウ 応募者数	1団体

(2) 選定の結果

ア 団体の概要

(ア) 名称・商号	特定非営利活動法人いいだ人形劇センター
(イ) 代表者	理事長 高松 和子
(ウ) 所在地	飯田市本町1丁目2番地
(エ) 設立年月日	平成25年3月22日
(オ) 設立目的	人形劇に関する資料を保存及び展示することにより、人形劇に関する情報発信及び人形劇公演や人形劇講座による多様な交流の機会を提供し、併せて市民の教養、学術及び文化の向上発展に資することを目的とする。
(カ) 基本財産	—
(キ) 役員・職員	理事長：1名、副理事長：2名、理事：17名、従業員：8名

イ 選定の理由（令和5年飯田市教育委員会告示第16号）

当該団体は、平成26年度から令和5年度までの二期10年間、当該施設の指定管理を適切に実施した実績があり、今後も着実な運営に期待できる。

市民目線の企画や機動性のある運用に期待ができ、周辺施設との連携や人形劇関連事業により、来館者の増加も期待できる。

当該団体は、市民、人形劇人、行政が協働できるプラットフォームとして設立されており、この施設が「人形劇のまち飯田」の拠点施設、情報センターとして機能することが期待される。

## (3) 評価の視点（適格性）

区分	配点	得点	評価
ア 指定管理者としての適性	10	10.00	2期10年の実績があり、財務状況もおおむね良好で施設設置目的を十分果たせるものと評価する。
イ 施設の有効活用	20	18.33	人形の展示だけでなくワークショップやトークショーの実施など館の活用に向けた活動に期待できる。
ウ 利用者対応（改善姿勢）	10	8.33	入館者アンケートを実施するなどサービス向上に取り組んでいる。
エ 事業収支（収支の妥当性）	10	7.50	過去の実績を活かし、予算の見積りなど適切な立案ができています。
オ 職員配置等の管理体制	20	18.33	安定的な職員配置に努めており、定期的なスタッフ会議において職員間の情報共有をしている。
カ 危機管理の対応等	20	15.00	安全対策、個人情報保護に関して特に問題は認められない。
キ 地域連携・地域貢献	10	9.17	人形展示観覧のほかにも地元地区との連携の取り組みや人形劇に関する事業連携に期待できる。
合計	100	86.66	

（備考）適格の合否基準は、評価得点の合計50点以上と定めた上で評価

## (4) 提案された令和6年度の事業収支（収支予算の見積り）

項目	金額（円）
収入（A）	28,201,000
指定管理業務に係る収入	28,201,000
市支出の指定管理料	23,131,000
施設利用料等収入（入場料、グッズ販売）	4,500,000
その他の収入	570,000
支出（B）	28,201,000
人件費	12,351,000
光熱水費	6,280,000
管理事務費	920,000
役務費	760,000
保険料	50,000
業務委託費	7,640,000
借上費	40,000
その他	160,000
収支（A－B）	0